【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（加入義務を負わない金融商品取引業者等）

**第十八条の七の二**　法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者とする。

２　法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行おうとしない者とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（加入義務を負わない金融商品取引業者等）

**第十八条の七の二**　法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者とする。

２　法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行おうとしない者とする。

（改正前）

（新設）